

福井県社会保障推進協議会からの要請事項に対する回答

学校教育課

- 1、就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.3 倍以下の世帯までとしてください。

坂井市の準要保護制度の認定基準は、生活保護基準額の 1.0 倍未満ですが、この認定要件のほかに、児童扶養手当受給者や市民税非課税者も対象にしており、対象範囲を広げています。

- 2 . 申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付けてください。

坂井市の認定基準は、世帯における所得合計額を基本としていますが、保護者の家庭状況や児童生徒の学校生活での状況等の諸事情も勘案して判断しています。

よって、児童生徒の学校生活での状況等を把握しやすい学校において、保護者と担任教諭等とが話し合い、就学援助制度の活用を図ることがより良い方法だと考え、各小中学校で受け付けています。

教育委員会学校教育課では、随時、保護者からの相談に応じ、学校と連携しながら就学援助制度の説明や助言等を行っています。